

「小規模多機能型居宅介護事業所夕やけ小やけ」運営規程

（目的）

第1条 この規定は特定非営利活動法人グループもみじが設置運営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所夕やけ小やけ（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護（要支援）状態にある人に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護者（要支援者）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者（要支援者）の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者（要支援者）の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者（要支援者）の家族の身体及び精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者ひとり一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能保全アプローチ及び利用者が安心して日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護（要支援）状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 8 提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能型居宅介護事業所 タやけ小やけ

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

松本市並柳1丁目3-18

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業を代表し、業務の総括に当たる

(2) 計画作成担当者(ケアマネージャー) 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1人

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 日中 7人以上(内2人は訪問担当)、夜間2人(当直、夜勤)

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅で暮らしている方々の緊急対応として当直を1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 6時～21時

②宿泊サービス(基本時間) 21時～6時

③訪問サービス(基本時間) 24時間

*緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29人とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能保全の為のアプローチを実施する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 移動の介助
- イ. 養護（休養）
- ウ. 通院等の介助その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能保全のための関わり

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するためのアプローチ及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する個別で適切な働きかけ
- イ. 個別アクティビティ活動
- ウ. 小集団アクティビティ活動
- エ. 季節行事の活動
- オ. 園芸菜園活動
- カ. 趣味活動
- キ. 地域における活動への参加

④食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴または部分浴
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他の必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間や通院、買物など生活上必要な送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

個別サービスプラン（ライフサポートプラン）に基づき、下記内容のサービスを行う。

- ①利用者の居宅内において、身の整えや、必要に応じて食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や安全のための安否確認サービスを行う。
- ②利用者のご家族が安全で安心の生活をされるよう適切なアドバイスと支援を行う。
- ③通院時の移動、介助。
- ④自宅周辺のなじみの関係の回復の為の支援。

(3) 宿泊サービス

- ①その月のサービスプランに基づき事業所のサービス拠点に宿泊していただき、夜間帯の食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や安心安全を提供する。
- ②緊急性かつ必要に応じて宿泊サービスの回数変更も可能とする。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症の人を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他の必要な相談、助言

(小規模多機能型居宅介護計画)

第10条 小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあつては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあつては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、3年間保存する。
- 6 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(小規模多機能型居宅介護の利用料)

第11条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、基本サービス費及び各種加算の介護報酬と、処遇改善加算の利用者負担割合に応じた額とする。また法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とし、下記の通りの支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき3,000円を徴収する。
- (2) 食費は、朝食400円、昼食600円、夕食500円を徴収する。
- (3) おむつ代実費、ただし、常時必要な方にはオムツや尿とりパットなどは持ち込みも可とする。
- (4) 車両等、維持管理として1ヶ月に1,000円を徴収する。
- (4) 利用者の都合で、本人の病院定期診察などのために送迎を要請された場合は、1回(往復)につき1キロメートルあたり、200円を徴収する。但し、利用時間中の急病などによる受診の際の送迎はこの限りではない。
- (5) 医療機関などへの付き添いを家族に代わって依頼された場合は、職員一人あたり、1時間1,000円を徴収する。但し、事業所に責任のある事態による付き添いについてはこの限りではない。
- (6) 契約なく、また他事業所の介護支援専門員を介さずに緊急性を伴う一時利用を希望された場合は、事前、事後において運営推進会議に諮り、希望に添えうるものと判断され、且つ本来の利用定員の枠を超えない場合受け入れをする。その際の利用料

金は、日中（９時～１７時）６，０００円。夜間（１７時～９時）８，０００円を徴収する。但し、食事、入浴代は実費。送迎については家族送迎を原則とする。

- （８）利用を前提としたお試しを希望された場合、一日あたり５，０００円（食事込み）を徴収する。但し、事業所がこれを勧めた場合はこの限りではない。
- （９）前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

２ 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

３ 利用料の支払いは、現金により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第１２条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

松本市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域

（サービスの提供記録の記載）

第１３条 小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（個人情報の保護）

第１４条 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

（秘密保持）

第１５条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

（苦情処理）

第１６条 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した小規模多機能型居宅介護に係わる利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第17条 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
 - 4 事故の発生に対しては、市町村に報告する。又、その対応と解決後の内容を報告する。

(衛生管理)

- 第18条 小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(緊急時における対応方法)

- 第19条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに家族と主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告し

なければならない。

- 2 家族、主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 小規模多機能型居宅介護の提供中に火災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 防火管理責任者を1名以上配置。
- 3 非常災害に備え、当該消防署の指導の下に年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第21条 小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回とする。
- 3 運営推進会議メンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、松本市の担当職員、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対する適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から3年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第24条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第26条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
 - （2）新任研修 随時
 - （3）定期研修 随時
 - （4）外部のスキルアップ研修
 - （5）その他必要と思われる研修
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得おくものとする。

- 4 小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申し込み者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護の提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定等の有無及び要介護（要支援）認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所などやその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人グループもみじと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成23年1月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。（第11条の内容変更、追記）

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。（第6条4項の介護人員変更。第9条2項に文言の追記。第11条の文言及び7項の文言変更。第20条に追記。第23条変更）

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。（第11条の追記）

この運営規程は、令和6年4月1日から一部改正して施行する。